

## 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正 に関する事項について(案)

- 各サービスの提供に当たって遵守を求める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「運営基準」という。)等の内容については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号)等に基づき、地方公共団体の条例に委任されているため、運営基準等を改正した場合、条例の改正を要する場合がある。
- 地方公共団体の条例改正等の手続に要する期間を考慮すると、可能な限り速やかに運営基準等を定める必要がある。このため、運営基準等に関する事項の整理を進める必要があるが、当分科会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下の事項についてどのように考えるか。

### 1. 居宅介護支援(介護予防を含む)(参考資料 p.2～9)

- ① 居宅介護支援事業所とサービス事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
- ② 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

### 2. 訪問系サービス

#### (1) 訪問介護(参考資料 p.11～15)

- ① 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「利用者 50 人に対して 1 人以上」に緩和する(介護予防も同様)。
- ② 訪問介護事業者が訪問介護及び「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」における第一号訪問事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、訪問介護及び介護予防訪問介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
- ③ 介護予防訪問介護が総合事業に移行する際に、必要な経過措置を設けるなど、所要の措置を講ずる。

### 3. 通所系サービス

#### (1) 通所介護(参考資料 p.17～31)

- ① 平成 28 年度に地域密着型通所介護が創設されることに伴い、地域との連携や運営の透明性を確保するための運営推進会議の設置など、新たに基準を設ける。
- ② 小規模な通所介護事業所が「小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所」に移行するに当たっては、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての基準に関して、平成 29 年度末までの経過措置を設ける。
- ③ 通所介護事業者が、通所介護及び総合事業における第一号通所事業を同一の事業所において一体的に実施する場合の人員、設備及び運営の基準については、通所介護及び介護予防通所介護を一体的に実施する場合の現行の基準に準ずるものとする。
- ④ 介護予防通所介護が総合事業に移行する際に、必要な経過措置を設けるなど、所要の措置を講ずる。
- ⑤ 通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス(宿泊サービス)を実施している事業所については、利用者保護の観点から、届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける(介護予防も同様)。

### 4. 訪問系・通所系サービス共通

#### (1) 訪問・通所リハビリテーション(参考資料 p.33～38)

- ① リハビリテーションは「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものでなければならないことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する(訪問看護、通所介護、認知症対応型通所介護も同様)。
- ② 訪問・通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合は、運営の効率化を推進するために、リハビリテーション計画、リハビリテーションに関する利用者等の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す。
- ③ 訪問・通所リハビリテーションを提供する事業者は、介護支援専門員や各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーションカンファレンスの場に参画し、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めることとする。

## 5. 短期入所系サービス

### (1) 短期入所生活介護(介護予防を含む)(参考資料 p.40～47)

- ① 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受入れを可能とする。
- ② 基準該当短期入所生活介護の提供について、一定の条件下において、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。また、小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することを可能とする。

## 6. 特定施設入居者生活介護(介護予防、地域密着型を含む)(参考資料 p.49～54)

- ① 介護職員・看護職員の配置基準については、要支援1の基準(10:1)を参考に、要支援2の基準(3:1)を見直す。
- ② 事業者が介護報酬を代理受領する要件として、有料老人ホームのみ、国民健康保険団体連合会に対して入居者の同意書を提出することが義務づけられているが、老人福祉法の改正により、前払金を受領する場合は、その算定根拠を書面で明らかにすることが義務づけられていることから、この要件を撤廃する。
- ③ 養護老人ホームについて、個別に要介護者に対して委託による訪問介護等を提供する「外部サービス利用型」だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで多くの要介護者に対して効率的にサービスを提供することが可能な「一般型」とすることができることとする。

## 7. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売(介護予防を含む)(参考資料 p.56～60)

- ① 福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、現に従事している福祉用具専門相談員について、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上といった自己研鑽に常に努めることとする。

## 8. 地域密着型サービス

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(参考資料 p.62～70)

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とする。
- ② 夜間(午後6時から午前8時まで)のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲について、「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加する。
- ③ 介護・医療連携推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通

の目的であることを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。

## (2)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)(参考資料 p.72～80)

- ① 小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを可能とする。なお、「泊まり定員」については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。
- ② 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。
- ③ 小規模多機能型居宅介護の看護職員が兼務可能な施設・事業所について、その範囲に現行の「併設する施設・事業所」に加え、「同一敷地内又は隣接する施設・事業所」を追加するとともに、兼務可能な施設・事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加える。
- ④ 小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合は、利用者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とする。
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護事業所がグループホームを併設している場合における夜間の職員配置について、入居者の処遇に影響がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9名以内であり、かつ、両者が同一階に隣接している場合には、夜間の職員配置について兼務を可能とする。

## (3)複合型サービス(参考資料 p.82～83)

- ① サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るとい

うサービス内容が具体的にイメージできる名称として、「看護小規模多機能型居宅介護」に改称する。

- ② 複合型サービスの登録定員を29人以下とする。あわせて、登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、当該事業所の居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通り定員」を18人以下とすることを可能とする。なお、「泊まり定員」については、利用状況等を踏まえ、現行のとおりとする。
- ③ 運営推進会議と外部評価は、ともに「第三者による評価」という共通の目的を有することを踏まえ、事業所が引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告したうえで公表する仕組みとする。

#### (4) 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)(参考資料 p.85～86)

- ① 事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では「1又は2」と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差し支えないことを明確化する。

#### (5) 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)(参考資料 p.88～96)

- ① 共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、「1ユニット3人以下」に見直す。
- ② 地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から「運営推進会議」の設置を義務づける。
- ③ 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、利用者保護の観点から、届出制を導入し、事故報告の仕組みを設ける。

#### (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(参考資料 p.98～100)

- ① サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所」に加え、「指定地域密着型介護老人福祉施設」を追加する。